

4 避難実施要領の例〈計画 P 68〉

避難実施要領

静岡県 A 市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A 市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A 市の A 1 地区の住民は、各ビル事業所及び「A 1 町内会」を避難の単位とし、B 市の B 1 地区 2-3 にある B 市立 B 1 高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A 市 A 1 地区の住民は、A 市 A 1 地区 2-1 の A 市立 A 1 小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

バスの発車時刻は、○月○日 15:20、15:40、16:00。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B 市立 B 1 高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A 市 A 1 地区の住民は、○○鉄道△△線 A A 駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又は A A 通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発 B 市 B 1 駅行きの電車で避難する。B 市 B 1 駅到着後は、B 市職員及び A 市職員の誘導に従って、主に徒歩で B 市立 B 1 高校体育館に避難する。

船舶の場合：A 市 A 1 地区の住民は、A 市 A 港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発 B 市 B 1 港行きの、○○汽船が所有するフェリー○号に乗船する。

○ 集合にあたっての留意点

集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。また、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

- (2) A 市 A 2 地区の住民は、各ビル事業所及び「A 2 町内会」を避難の単位とし、B 市 B 2 地区 3-1 にある B 市立 B 2 中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A2地区の住民は、A市A2地区1-2のA市立A2小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

バスの発車時刻は、○月○日15:15、15:35、15:55。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B2高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A2地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B2駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B2高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市A2地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B2港行きの、○○汽船が所有するフェリー○号に乗船する。

○ 集合にあたっての留意点

集合にあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。また、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）避難誘導中に避難者リストを作成する。

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

(4) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

TEL 0×-52××-××51 (内線 ××××)

FAX 0×-52××-××52

.....以下略.....